

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-127
許認可等の種類	開発行為の許可、開発行為の変更の許可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第29条、第35条の2			
許認可等の概要	開発行為を行う場合の開発行為の許可又は不許可、及び開発行為の変更の許可又は不許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(1) 市街化調整区域以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第33条</li> <li>・都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(H16.3.29 条例第23号)【別添①】</li> <li>・開発許可審査指針(H16.6.24 16建第189号)【別添②】</li> </ul> <p>(2) 市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第33条及び第34条</li> <li>・都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(H16.3.29 条例第23号)【別添①】</li> <li>・開発許可審査指針(H16.6.24 16建第189号)【別添②】</li> <li>・市街化調整区域における開発許可基準【別添③】</li> <li>・開発審査会運用基準【別添④】</li> </ul>			
基準の制定根拠	都市計画法本文 開発許可制度運用指針 I-5、I-6、I-7【別添⑤】			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	本庁許可(非線引き都市計画区域、準都市計画区域及び都市計画区域外において40,000㎡を超えるもの並びに市街化調整区域に係るものに限る):49日(内訳:建設事務所14日、本庁35日) 建設事務所許可(非線引き都市計画区域及び準都市計画区域において3,000㎡以上40,000㎡以下のもの、都市計画区域外において10,000㎡以上40,000㎡以下のもの並びに市街化区域に係るものに限る):28日			
期間の制定根拠	開発許可制度運用指針 II【別添⑤】			